

「令和8年度えにわ多文化共生
フェスタ開催業務委託」

公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

恵庭市

「令和8年度えにわ多文化共生フェスタ開催業務委託」 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、「令和8年度えにわ多文化共生フェスタ開催業務委託」に係る公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定めるものである。

2. 開催概要

(1) 委託業務名

令和8年度えにわ多文化共生フェスタ開催業務委託

(2) 委託業務内容

別添「令和8年度えにわ多文化共生フェスタ開催業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の翌日から令和9年3月15日（月）まで

(4) 提案上限額

1,991,000円（消費税及び地方消費税含む）

(5) 担当課

恵庭市企画振興部企画課（恵庭市役所 本庁舎4階）

住所：〒061-1498 恵庭市京町1番地

電話：0123-33-3131（内線2346）

FAX：0123-33-3137

メール：kikaku@city.eniwa.hokkaido.jp

3. 応募要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する一般競争入札に参加することができない者に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第255号）の規定により、更生または再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 恵庭市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
- (4) 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成21年1月実施）の規定による指名停止期間中ではないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市区町村税並びに恵庭市の徴収金を滞納していないこと。

- (6) 本業務と同種又は類似する業務実績を有し、かつ、経営状況及び財務状況が良好であること。
- (7) 北海道内に本店、支店又は営業所のいずれかを有すること。
- (8) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合においてこれらを受けていること。

4. スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年6月8日（月） |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和8年6月11日（木）12時まで |
| (3) 質問書に対する回答通知 | 令和8年6月12日（金） |
| (4) 参加意思表明書等の提出期限 | 令和8年6月16日（火）12時必着 |
| (5) 資格審査結果通知 | 令和8年6月18日（木） |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 令和8年6月26日（金）12時必着 |
| (7) プレゼンテーション開催日 | 令和8年6月30日（火） |
| (8) 選定結果通知 | 令和8年7月上旬 |
| (9) 契約締結 | 令和8年7月上旬 |

※上記スケジュールは変更の可能性があります。変更の場合は別途お知らせします。

5. 質問受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の提出及び回答は次のとおり行う。

- (1) 受付期限 令和8年6月11日（木）12時まで（必着）
- (2) 提出先 本要領2（5）担当課宛て
- (3) 提出方法 電子メール（様式は任意）

※送信時に必ず受信確認を行うこと。

- (4) 回答方法

令和8年6月12日（金）に、質問者に対し電子メールで通知するほか、全質疑結果を恵庭市公式ホームページで公開する。

- (5) 留意事項

- ・本要領及び業務委託仕様書に係る内容以外の質問は受け付けない。
- ・電子メール以外での質問は受け付けない。
- ・電子メールの件名は「令和8年度えにわ多文化共生フェスタ開催業務委託に関する質問（事業者名）」とすること。

6. 参加意思表明手続き及び審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。なお、資格審査により不適合と判断された場合は、本プロポーザルへの参加資格がないものとする。

- (1) 提出期限 令和8年6月16日(火) 12時まで(必着)
- (2) 提出先 本要領2(5)担当課宛て
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)とする。
- (4) 提出書類(各1部)
 - ① 様式1「参加意思表明書」
 - ② 様式2「誓約書」
 - ③ 様式3「同意書」
 - ④ 直近年度の国税、都道府県税及び市税の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)
 - ⑤ 会社の概要が分かる資料(パンフレット等)
 - ⑥ 履歴事項全部証明書(写し可)
- (5) 参加を辞退する場合
参加表明書を提出した者が参加を辞退する場合は、速やかに様式4「辞退届」を提出すること。
- (6) 資格審査結果通知
資格審査結果を令和8年6月18日(木)にメールで通知し、同日付で郵送する。なお、審査結果について、電話等での問い合わせには一切応じない。

7. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和8年6月26日(金) 12時まで(必着)
- (2) 提出先 本要領2(5)担当課宛て
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便または配達証明に限る)とする。
- (4) 提出様式
 - ① 様式5「企画提案書提出書」
 - ② 以下の(5)の各項目を記載した「企画提案書」(任意様式)
- (5) 企画提案書への記載内容 (各正本1部・副本7部)
 - ① 全体計画
本業務のイベントコンセプト、事業計画、スケジュール表
 - ② 企画内容
仕様書6(2)に掲げる内容及び各コンテンツブース配置導線などを示した会場レイアウト図
 - ③ 事業周知に受けた取り組み
ポスター・チラシのイメージ、イベントに関する広報に活用する広報媒体
 - ④ 実施体制
本業務の実施体制
 - ⑤ 追加提案等

(6) 留意事項

- ① 企画提案書は任意様式とするが、規格はA4判、原則両面印刷長辺綴じにて①～⑤の順番どおりに作成すること。
- ② 正本にのみ事業者名を記載して押印し、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。
- ③ 企画提案には目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。
- ④ 本市は提出された企画提案書等に基づき評価を行うため、評価項目に対する提案内容を漏れなく記載すること。また、企画提案書の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。
- ⑤ 企画提案書には、難解な語句等に注釈や解説を加え、必要に応じて図表等を用いる等、可能な限り簡潔かつ明瞭で専門的な知識を持たない者でも理解しやすい表現で記述すること。
- ⑥ 仕様書等の全面的な引用又は「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。
- ⑦ 実現方法や対応策等について、複数の内容を提案する場合は、本業務においてすべての提案を実施するのか、又は選択して実施するのかを明記すること。
- ⑧ 企画提案書の記述において、複数の解釈ができる場合は、そのいずれの方法でも実現を保証したものとみなすものとする。

8. 選定方法

本プロポーザルによる受託候補者を選定するため、「令和8年度えにわ多文化共生フェスタ開催業務委託」公募型プロポーザル事業者選定審査委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(1) 選定委員

選定委員は、選定委員会設置要綱の定めるところによる。

(2) プレゼンテーション審査

- ① 評価基準の各項目について事業者を評価し、選定委員会の合議によって順位付けを行う。
- ② 各委員の得点の合計点数が最も高い事業者を受託候補者として選定する。上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により決定する。
- ③ 評価点は、配点設定をした評価項目ごとに評点するものとする。

(3) 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、「多文化共生フェスタ開催委託業務」公募型プロポーザル審査要領に定める。

(4) 留意事項

- ① 参加事業者数又は提案辞退等により、審査対象事業者が1者のみとなった場合でも、プレゼンテーションは実施する。
- ② プレゼンテーション審査において、全審査委員の評価点合計の平均点が60点

未満となる場合は、受託候補者として選定しない。

- ③ 各審査員の小項目の合計点で0点の評価項目がないこと。
- ④ 審査結果に関する異議は一切受け付けない。

9. プレゼンテーション

- (1) プレゼンテーションは、令和8年6月30日（火）に実施する。参加事業者には別途詳細な日時・場所等を電子メールで通知する。
- (2) プレゼンテーションの持ち時間は、1者あたり15分以内、質疑応答15分程度とする。また、出席人数は1者あたり3名以内とする。
※スライド等を使用する場合は、パソコンを持参すること。
- (3) 追加資料の配布は認めない。

10. 失格事項

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 見積金額（税込）が提案上限額を上回っている場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 本要領3に示す応募要件を満たしていない場合
- (6) その他選定委員会が不適格と認めた場合

11. 選定結果通知

- (1) 選定結果は、全参加者へ郵送で通知する。
- (2) 受託候補者及び選定理由を恵庭市公式ホームページで公開する。

12. 契約手続き

本市は、受託候補者と業務の内容及び契約条件の詳細について協議し、仕様書を作成のうえ、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

13. その他

- (1) 企画提案者等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 各提出書類について、提出期限以降の差替え及び再提出は原則認めない。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は本プロポーザル以外での無断使用はしない。ただし、恵庭市情報公開条例（平成6年条例第18号）等の関連規程に基づき公開する場合がある。
- (5) 選定された企画提案書の内容については、協議の上、内容を一部変更する場合がある。

- (6) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者が負担する。
- (7) 本業務の受託者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的かつ有効に行う上で必要と思われる場合には、本市と協議の上、あらかじめ承認を受けて業務の一部を委託することができる。
- (8) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他の関係法令を遵守すること。